

# 施設の使用制限の要請等について

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置)

# 1. 4月7日決定した大阪府緊急事態措置の概要

※第11回対策本部会議において決定

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日

③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

## 2. 現状分析・評価

### ① 府内の感染者の状況

- ・ 4月9日の陽性者数は、過去最高の**92**名。前日の8日に比べ、急激に増加。
- ・ 4月**11**日（土）、**12**日（日）の陽性者数（**70**名、**45**名）は、1週間前（**41**名、**21**名）と比べ倍増。
- ・ 感染源不明の患者も増加。

### ② 緊急事態宣言前後における人口変動の状況

緊急事態宣言直前との比較では、梅田・難波とも、国の目標である「最低7割、極力8割」の減少が達成できていない。

### ③ 現状等についての専門家の意見

使用制限等は要請すべき。使用制限を要請しない施設についても、感染拡大防止策の徹底を行うべき。

⇒こうした状況を総合的に判断した結果、従来の「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけでは、国の基本的対処方針で示されている「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」という目標の達成が現状の取組みでは困難な状況。  
このままでは、オーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行う。

### 3. 新たに追加する措置（施設の使用制限の要請等）

①期間 令和2年4月14日～5月6日

#### ②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

## 4. 実施内容

### 1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

#### (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

#### (2) 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

## 2 基本的に休止を要請する施設

### (1) - 1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	<b>施設の使用制限等の要請</b> <b>(特措法第24条第9項)</b>  ⇒応じない場合、 <b>特措法第45条第2項・第3項による</b> <b>個別の要請・指示</b> も検討 (施設名を公表)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校 (大学等を除く。)	

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	<b>施設の使用制限等の要請</b> <b>（特措法第24条第9項）</b>  ⇒応じない場合、 <b>特措法第45条第2項・第3項による</b> <b>個別の要請・指示</b> も検討 （施設名を公表）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

## (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	<b>特措法によらず、            施設の使用制限等の協力を依頼</b>  <b>⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する            施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に            基づき、適切な対応について協力を依頼</b>
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止 対策を施した上での営業	